平成２６年（フ）第５２０８号
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町295―13―101、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区今宿１丁目63―22
債務者　川合　勇司
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２２４号
東京都大田区大森南４丁目15―21　東京ヤサカ自動車株式会社
債務者　塗木　誠人
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２２６号
東京都武蔵野市境２丁目17―５―206
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２２９号
東京都大田区池上３丁目28―10―101
債務者　高橋美喜子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２３８号
東京都足立区谷中４丁目４―18―103
債務者　立入　麻衣
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２４２号
東京都杉並区本天沼３丁目35―18―101
債務者　織笠　靖也
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９６号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目１番７―303号
債務者　清水　浩二
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９７号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目１番７―303号
債務者　清水佳代美
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３４号
横浜市栄区小山台２丁目30番５号　清美荘201
債務者　中村　清信
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１０号
神奈川県藤沢市善行団地３番６―207号
債務者　市川　裕子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
岐阜県高山市石浦町８丁目354番地　コーポグリーンヒルズＡ―１
債務者　井尻三恵子（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月31日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
静岡県島田市御仮屋町7457番地の１　スイートハウス202号室
債務者　初鹿野利花
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１０号
静岡県焼津市三ケ名1197番地
債務者　巻田　拓摩
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８号
岐阜県高山市千島町1051番地３　平野住宅
債務者　田畑　鮎美（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
栃木県真岡市大谷台町20番地４
債務者　ベガ　フローレス　エゲルこと　ベガ　フローレス　エゲル　ギベルト
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係